

京都市交通局職員給与規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和元年 7 月 1 9 日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第 3 号

京都市交通局職員給与規程等の一部を改正する規程
(京都市交通局職員給与規程の一部改正)

第 1 条 京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 3 項中

「

49.6～	1	67
-------	---	----

」を

「

49.6～50.3	1	67
50.3～51.0	1	68
51.0～51.9	1	69
51.9～52.6	1	70
52.6～53.3	1	71
53.3～54.0	1	72
54.0～54.9	1	73
54.9～55.6	1	74
55.6～56.3	1	75
56.3～57.0	1	76
57.0～57.9	1	77
57.9～58.6	1	78
58.6～59.3	1	79
59.3～	1	80

」に

改める。

(京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第 2 条 京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程 (平成 2 8 年 3 月 3 1 日) の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改め、
第 1 1 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。
(京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程（平成30年3月30日）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、第3項本文中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、同項の表中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和元年7月22日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）